

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年9月1日

京都市教育委員会
委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第2号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

「2 工業に関する学科の通学区域」及び

「

高等学校名	学科名	通学区域
京都市立伏見工業高等学校	機械科	京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，八幡市(八幡長町，八幡樋ノ口及び川口高原に限る。)，久御山町(字大橋辺に限る。)，亀岡市，南丹市，京丹波町
	建築科	京都市，向日市，長岡京市，大山崎町，宇治市，城陽市，八幡市，久御山町，京田辺市，井手町，宇治田原町，山城町，木津町，加茂町，笠置町，和束町，精華町，南山城村，亀岡市，南丹市，京丹波町

を削り「3 英語科の通学区域」を「2 英語科の通学区域」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は，平成19年4月1日以降に市立高校に入学する者に係る通学区域から適用し，同日前に入学する者の通学区域については，なお従前の例による。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)